

空乗第2039号  
平成10年3月20日(制定)  
国空安政第2214号  
令和7年12月24日(最終改正)

操縦士実地試験実施細則  
計器飛行証明  
(飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

## I. 一般

1. 計器飛行証明（飛行機）に係る実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 実技試験において発動機を不作動として行うべき科目は、次の区分により行わせる。
  - 2-1 実機による実技試験では全ての科目を模擬不作動状態で実施する。
  - 2-2 模擬飛行装置又は飛行訓練装置（以下「模擬飛行装置等」という。）による実技試験では全ての科目を完全な不作動状態で実施する。
3. ILS進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。ILS進入が実施できない場合、LPV進入（原則、決心高200フィート。止むを得ない場合は決心高250フィート以下。）は精密進入として扱うことができる。
4. 非精密進入における直線進入及び周回進入の最低降下高度は、試験に使用する航空機に適用される最低値とする。
5. 試験官が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された待機方式、進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。
6. フードの使用は、次のとおりとする。
  - 6-1 フードの要件
    - 6-1-1 着脱が容易であること。
    - 6-1-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。
    - 6-1-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。
    - 6-1-4 教官席からの視界を妨げないものであること。
  - 6-2 フードの使用を開始及び終了すべき時期
    - 6-2-1 フードの使用の開始時期は、試験官の指示によるものとする。
    - 6-2-2 精密進入に続いて着陸する場合は、航空機が決心高度に達する直前に終了
    - 6-2-3 精密進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したときに終了
    - 6-2-4 非精密進入による直線進入に続いて着陸する場合は、航空機が最低降下高度に100フィートを加えた高度以下であり、かつ目視降下点（目視降下点が設定されていないときはこれに相当する地点）から概ね900メートルの距離に達したときに終了
    - 6-2-5 非精密進入に続いて周回進入を行う場合は、航空機が滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは当該灯火）から、概ね次表に掲げる距離に達したときに終了

アプローチカテゴリー	距離（メートル）
A	1,600
B	1,600
C	2,400
D	3,200

7. 計器飛行方式による野外飛行を行う場合は、可能な限り有視界気象状態と計器気象状態の双方を想定した飛行を行わせるものとする。
8. 試験官が必要と認めた場合は、野外飛行の一部の区間に限り、自動操縦装置、自動出力制御装置を使用して飛行させることができる。
9. 「III. 実技試験」の実施要領に「口述」とあるのは、運航中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ、又は模擬操作を行わせることを意味する。
10. 実技試験科目の一部を模擬飛行装置等により実施する場合には、当該試験プロファイル（気象状態の設定は10-2のとおりとする。）を事前に首席航空従事者試験官（地方局担当の試験にあっては先任航空従事者試験官）に示し了承を得るものとする。
- 10-1 使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 10-2 ビジュアル装置を有する模擬飛行装置等の気象状態の設定は次のとおりとする。
- 10-2-1 計器飛行方式により離陸する場合は、実地試験に使用する空港施設の実際の設置状況にかかわらずRVR 300メートルとする。
- 10-2-2 計器飛行方式により着陸する場合は、その進入方式の最低気象条件とする。  
但しILSによる進入は原則としてカテゴリーI ILSの最低気象条件の最低値とする。
- 10-2-3 「III. 実技試験」の実施要領に「模擬計器飛行により行う。」とある場合は、飛行視程0メートルとする。
- 10-3 教官席で操作する者が模擬飛行装置等の環境設定を行う能力を有しない場合は、試験を停止し始めからやり直すものとする。

## II. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的)			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	計器飛行等に係る次の事項について質問し、答えさせる。 1. 計器飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 捜索救難に関する規則 5. 人間の能力及び限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項 (救急用具の取扱を含む。)	質問事項に正しく答えられること。
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について、計器飛行等に係る次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 (故障した場合の処置を含む。) (1)操縦系統 (2)防水・除氷装置 (3)計器飛行等に使用する計器、装置等 3. その他必要な事項	質問事項に正しく答えられること。

### III. 実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
番号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
2-1	証明書・書類		
2-2	重量・重心位置等	<p>1. 試験に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。</p> <p>2. 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認させ、質問に答えさせる。</p> <p>(注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができる。</p>	<p>1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。</p> <p>2. 燃料及び滑油について確認できること。</p> <p>3. 質問事項に正しく答えられること。</p>
2-3	航空情報・気象情報	<p>1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。</p> <p>2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。</p>	<p>1. 航空情報を正しく理解できること。</p> <p>2. 天気図等を使用し、天気概況を正しく説明できること。</p> <p>3. 各種の気象通報式の解読が正しくできること。</p> <p>4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。</p> <p>5. 質問事項に正しく答えられること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
2-4	飛行前点検	1. 外部点検及び内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。	1. 飛行規程等に定められた所定の点検が正しくできること。 2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に正しく答えられること。
2-5	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動及び試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 2. 制限事項を厳守できること。
2-6	地上滑走 (水上滑走)	1. 管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。 2. 水上機の場合は、次の項目を行わせる。 (1) 追い風、横風中の滑走 (2) 風下側への旋回、漂流及びブイ埠頭へのドッキング	1. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、適切な速度及び出力で滑走できること。 2. 他機(特に大型機)の後方を通過する場合に、安全に対する配慮を行えること。 3. 水上機の場合 風、潮流を考慮して適正な経路が選定でき、正確に滑走、漂流、ドッキングができること。

3. 基本的な計器による飛行

(目的)

計器飛行の基本的な科目全般について判定する。

(注) 1. 模擬計器飛行により行う。

2. 飛行機の准定期運送用操縦士技能証明を有する者は(3-1)を行わない。

番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	基本操作	<p>次の順序で一連の科目を行わせる。</p> <p>1. 巡航形態から進入形態へ移行</p> <p>2. 右又は左の標準180度水平旋回</p> <p>3. 昇降率毎分500フィートで、左又は右の標準180度上昇旋回に引き続き右又は左の標準180度下降旋回</p> <p>(注) 1. 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更して行わせる。</p> <p>2. 標準旋回を行わせる。</p>	<p>1. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度 (水平直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。</p> <p>2. 昇降率は毎分±200フィート 以内の変化であること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
3-2	異常な姿勢からの回復	<p>1. 航空機を異常な飛行姿勢としたのち、受験者にジャイロ式姿勢指示器及びジャイロ式方向指示器以外の計器を使用させ水平直線飛行状態に回復させる。</p> <p>2. 上記1の方法により回復ができない機体については、航空機を異常な飛行姿勢としたのち、補助のジャイロ式姿勢指示器を使用して水平直線飛行状態に回復させる。</p> <p>(注) 異常な飛行姿勢は、計器に対する注意の欠如、じょう乱又は不適切なトリムにより生ずるものを探して機首上げ及び機首下げ姿勢をそれぞれ行う。</p>	<p>1. 適正な手順により、円滑に回復操作ができること。</p> <p>2. 運用限界速度を超えないこと。</p> <p>3. 失速させないこと。</p>

#### 4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行

##### (目的)

飛行姿勢、速度、出力の大きな変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。

(注) 模擬計器飛行により行う。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	急旋回	傾斜角45度で360度旋回を左右連続して行わせる。	1. 円滑で調和された操舵であること。 2. 飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度 (旋回停止時、切り返し時) 傾斜角は±5度 以内の変化であること。
4-2	失速と回復操作	直線飛行中における初期失速から回復操作を、着陸形態で行わせる。	1. 失速の兆候を察知し、機を失せず的確な回復操作ができること。 2. 2次失速を起こさないこと。 3. 著しく不安定な姿勢とならないこと。 4. 多発機は、左右の出力が不均衡にならないこと。
4-3	型式特性に応じた操作	型式ごとに別途設定する。	型式の特性に応じた正しい操作ができること。

5. 計器飛行方式による飛行

(目的)

計器飛行方式による飛行方法及び計器飛行による各種操作について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	離陸時の計器飛行への移行	<p>所定の方式に従って飛行させる。</p> <p>(注) 離陸は雲高100フィートの想定のもとに行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>計器飛行へ円滑に移行し安定した離陸を継続できること。</li> <li>上昇速度は±5ノット以内の変化であること。</li> <li>適切な横風修正ができること。</li> </ol>
5-2	標準的な計器出発方式及び計器到着方式	管制承認又は試験官から模擬管制承認を受け所定の方式に従って飛行させる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>航法装置等を適切に使用し所定の方式に従って正しく飛行できること。</li> <li>トラッキングを行う場合は±5度以内の変化であること。</li> </ol>
5-3	待機方式	<p>所定の方式に従って待機フィックスに達したのち、1回以上待機経路を飛行させる。</p> <p>(注) (6-3)と組み合わせて行うことができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>待機経路へのエントリーが正しくできること。</li> <li>待機経路を正しく飛行できること。</li> <li>待機経路の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。</li> </ol>

番号	科目	実施要領	判定基準
5-4	計器進入方式	<p>(精密進入)</p> <p>所定の方式により、精密進入を行わせ着陸させる。ただし、P A R 進入を除く。</p>	<p>1. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。</p> <p>3. 最終進入中の諸元は、速度は±10ノット ローカライザーは1ドット グライドスロープは1ドット 以内の変化であること。</p>
		<p>(非精密進入)</p> <p>運航者が選定する2種類以上の非精密進入の中からひとつを選択し非精密進入を行わせ着陸させる。ただし、A D F 進入及びレーダーベクターに引き続くL O C 進入を除く。</p> <p>(注) 非精密進入実施中に、垂直方向ガイダンスを表示できる機体では、垂直方向ガイダンスを使用しない方法又は方式で実施する。</p>	<p>1. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。</p> <p>3. 最終進入中の諸元は、速度は±10ノット トラッキングは、C D I の中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ1/2又はR M I の±5度又はクロストラックエラーはR N P の1/2以内の変化であること。</p> <p>4. [直線進入を行う場合] 目視降下点又はこれに相当する地点を、最低降下高度に100フィートを加えた高度以下で通過できること。 [周回進入を行う場合] 進入復行点までに最低降下高度に降下できること。</p> <p>5. 最低降下高度に到達後 高度は+50フィート -20フィート 以内の変化であること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
5-5	進入復行方式	<p>所定の方式により精密進入(多発機は1発動機模擬不作動状態)を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注) (8-1)と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は±100フィート 特定の針路で飛行する場合は、針路は±10度以内の変化であること。 トラッキングを行う場合は、CDIフルスケール又はRMIの±10度以内の変化であること。</p> <p>3. 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5ノット以内の変化であること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
5-6	計器進入からの着陸	<p>最低気象条件に概ね対応する区域内で計器進入からの着陸を行わせる。</p> <p>(注) 非精密進入に引き続き直線進入を行わせた場合は、別に周回進入経路を飛行させ着陸させる。</p>	<p>(精密進入から)</p> <p>目視による進入に移行後、適正な経路を継続して飛行し、安定した着陸ができること。</p> <p>(非精密進入から)</p> <p>[直線進入を行う場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目視による進入に移行後滑走路延長線上へアラインし、適正な降下角で進入を開始できること。</li> <li>2. 適正な経路を維持し、安定した着陸ができること。</li> </ol> <p>[周回進入を行う場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 傾斜角は30度を超えないこと。</li> <li>4. 周回進入中の諸元は、 高度は±50フィート 速度は±10ノット 以内の変化であること。</li> <li>5. 著しく広い経路にならないこと。</li> <li>6. 最終進入において蛇行したり降下角が不安定にならないこと。</li> <li>7. 安定した着陸ができること。</li> </ol>

## 6. 計器飛行方式による野外飛行

### (目的)

計器飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。

(注) 異なる種類の航空機において計器飛行証明を有する者は行わない。

番号	科目	実施要領	判定基準
6-1	野外飛行計画	<p>1. 受験者に出発空港等と異なる目的空港等を指定して、計器飛行方式による野外飛行計画を作成させる。この野外飛行計画は巡航速度で1時間以上の航程とする。</p> <p>2. 受験者は、気象情報、航空情報を入手し、野外飛行計画を作成する。</p> <p>3. 受験者が作成した野外飛行計画を点検し、必要な事項について質問に答えさせる。</p>	<p>1. 正確な野外飛行計画を30分以内に作成できること。</p> <p>2. 適切な高度、経路及び代替空港等を選定できること。</p> <p>3. 必要な航法諸元を迅速且つ正確に算出できること。</p> <p>4. じょう乱・凍結等飛行障害現象の存在を予測できること。</p> <p>5. 無線航法図、計器進入図を正しく利用できること。</p> <p>6. 紛失、着陸及び代替空港等における最低気象条件等の適用について正しく理解していること。</p> <p>7. 質問事項に正しく答えられること。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
6-2	計器飛行方式による野外飛行	<p>1. 管制承認に従って飛行を開始させる。</p> <p>2. 飛行中、受験者に対地速度、予定到着時刻等航法諸元の算出を行わせる。</p>	<p>1. 管制承認の受領、位置通報等が円滑かつ確実にできること。</p> <p>2. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>3. 飛行中所要の情報を入手し、有效地に利用できること。</p> <p>4. 真対気速度、予定到着時刻を適宜点検し、必要な場合は速やかに訂正の通報ができること。</p> <p>5. 航空保安施設を有效地に利用できること。</p> <p>6. 気象状況等の変化に応じ適宜高度、経路を変更できること。</p> <p>7. 巡航中の高度は±200フィート以内の変化であること。</p>
6-3	代替空港等への飛行	<p>目的地に着陸できない状況を設定し、代替空港等へ飛行する場合の手順、経路、高度の選定等、必要な事項について受験者に説明させる。</p> <p>(注) (5-3)と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 適切な経路及び高度を選定できること。</p> <p>2. 目的空港等及び代替空港等の飛行方式、最低気象条件等を説明できること。</p>

7. 飛行全般にわたる通常時の操作

番号	科目	実施要領	判定基準
△	△		

## 8. 異常時及び緊急時の操作

### (目的)

緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。

(注) 1. 模擬計器飛行により行う。

2. 単発機は(8-1)を行わない。

番号	科目	実施要領	判定基準
8-1	発動機の故障	<p>1. 飛行中、予告なしに1発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 再始動を試みたが再始動出来ない状況あるいは、再始動しない決定がなされた状況を与える。</p> <p>3. 1発動機模擬不作動状態(ゼロスラスト)として直線飛行、傾斜角20度~30度で指定針路への左又は右旋回及び指定高度への上昇又は下降を行わせる。</p> <p>4. 1発動機模擬不作動状態で次の操作を行わせる。</p> <p>(1) 脚下げ</p> <p>(2) フラップ下げ</p> <p>(3) キャブレターヒーターの使用</p> <p>(注) (5-5)と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 1発動機模擬不作動の状況を与えてから、発動機の停止操作を完了するまでの諸元は、高度は±100フィート 針路は±20度 以内の変化であること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 針路は±10度 (直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度以上の安全な速度であること。</p> <p>3. 不安定な姿勢にならないこと。</p>

番号	科目	実施要領	判定基準
8-2			
8-3	諸系統又は装置の故障	<p>1. 計器飛行方式による飛行中、受験者に無線機故障の状況を与え、その処置について説明させる。</p> <p>2. 計器飛行において次の系統又は装置のうち、2系統以上について故障時の操作を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 操縦系統</li> <li>(2) 発動機</li> <li>(3) 着陸装置、高揚力装置</li> <li>(4) 電気系統</li> <li>(5) 燃料系統、滑油系統</li> <li>(6) 油圧系統</li> <li>(7) 防除氷系統</li> <li>(8) ピトー・スタティック系統</li> <li>(9) 与圧系統</li> <li>(10) 計器飛行等に使用する計器、装置等</li> <li>(11) その他（火災・煙の制御を含む。）</li> </ul> <p>（注）口述により行うことができる。</p>	緊急事態の内容を的確に判断し、チェックリストの使用を含む所定の手順に従って速やかに処置できること。

9. 航空交通管制機関等との連絡

(目的)

航空交通管制機関等との連絡について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	管制機関等との連絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けさせる。	<ol style="list-style-type: none"><li>ATC用語を正しく理解し、使用できること。</li><li>所定の方法により円滑に交信でき、必要な情報及び許可入手できること。</li><li>管制機関の指示あるいは許可に従って運航できること。</li></ol>

10. 航空機乗組員間の連携

番号	科目	実施要領	判定基準
/	/		

11. 総合能力			
(目的)			
実技試験の全般にわたり規則類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して業務を遂行できることを評価し、計器飛行及び計器飛行方式による飛行を実施する能力を総合的に判定する。			
番号	科目	判定要領	判定基準
11-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもつて飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、不測の事態に備え、予期される危険を回避できること。
11-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に業務を実施できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
11-3			
11-4	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。

#### IV. 実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合における実機と模擬飛行装置等の使用区分

実技試験の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等の使用区分は次のとおりとする。  
 ただし、実機による試験で行った操作は、模擬飛行装置等により実施済の科目であつても評価の対象とす  
 る。また、試験官は、評価の正確性、模擬飛行装置等の性能等から必要とする範囲で、使用区分の一部を変更して行うことができる。

科 目	飛行訓練装置							模擬飛行装置			
	1	2	3	4	5	6	7	A	B	C	D
2. 飛行前作業											
2-5 始動・試運転			F(注2)	F(注2)	F(注2)	F(注2)		S	S	S	S
2-6 地上滑走(水上滑走)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B
3 基本的操作											
3-1 基本的な計器による飛行			A	F	A	A	F	S	S	S	S
3-2 異常な状況からの回復		A	A/F	A	A	A	A/F	S	S	S	S
4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行											
4-1 急旋回			A	A/F	A	A	A/F	A/F	S	S	S
4-2 叉選と回復操作		A	A/F	A	A	A	A/F	A/F	S	S	S
4-3 型式特性に対する操作		A	A/F	A	A	A	A/F	A/F	S	S	S
5 計器飛行方式による飛行											
5-1 離陸時の計器飛行への移行		A	F(注1)	A	A	F(注1)	F	S	S	S	S
5-2 標準的な計器出発方式及び計器到着方式		A	F	A	A	A	F	S	S	S	S
5-3 待機方式		A	F	A	A	A	F	S	S	S	S
5-4 計器進入方式		A	B(注3)	A	A	B(注3)	B(注3)	B	B	B	B
5-5 進入復行方式		A	A/F(注3)	A	A	A/F(注3)	A/F(注3)	S	S	S	S
5-6 計器進入からの着陸		A	A	A	A	A	A	B	B	B	B
6 計器飛行方式による野外飛行											
7 全科目		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
8 異常時及び緊急時の操作											
8-1 動機の故障		A	A	A	A	A	F	S	S	S	S
8-3 諸系統又は装置の故障		F(注2)	F	F(注2)	F(注2)	F(注2)	F	S	S	S	S
9 機空交通管制機関等との連絡											
10 全科目		B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
11 総合能力		B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
備 考	A : 実機で行つ科目 B : 実機と模擬飛行装置等の両方で行う科目 S : 模擬飛行装置で行うことのできる科 F : 飛行訓練装置で行うことのできる科 A/S : 実機又は模擬飛行装置のいずれかで行う科 A/F : 実機又は飛行訓練装置のいずれかで行う科	(注1) 適切なビジュアルシステムを有するものに限る。 (注2) 適切に装備されたものに限る。 (注3) 1発動機不作動時には飛行訓練装置により行うことのできない科目。									

V. 実地試験成績報告書

実地試験成績報告書の様式は次のとおりとする。

実地試験成績報告書 (計器飛行証明)				総合判定	
① 受 験 者 調 書					
ふりがな 氏 名		□昭和 □平成 □西暦 生年月日 年 月 日			
受験する航空機の種類		□飛行機	□回転翼航空機	□飛行船	既得の技能証明の番号 No. _____ No. _____ No. _____
試験に使用する航空機 等 級		型 式	国籍・登録記号		
□陸上 □単発(機) □ビストン機 □水上 □多発(機) □タービン機		式	型		
連絡先 (会社団体等)				電話番号	
学科試験合格	年 月 日			受験地	
② 教 官 の 証 明					
受験者は計器飛行証明に係る模擬飛行装置又は飛行訓練装置による必要な訓練及び所定の技能を有していることを証明します。					
教官の有する技能証明の資格と番号 操縦士 No. _____ 計器飛行証明 No. _____ 操縦教育証明 No. _____ 年 月 日 教官氏名 _____					
受験者は計器飛行証明に係る必要な訓練及び所定の技能を有していることを証明します。					
教官の有する技能証明の資格と番号 操縦士 No. _____ 計器飛行証明 No. _____ 操縦教育証明 No. _____ 年 月 日 教官氏名 _____					
③ 試 験 の 実 施					
模擬飛行装置又は飛行訓練装置 期日 年 月 日 場所 試験官		実機 期日 年 月 日 場所 試験官			
特記事項		特記事項			

- 受験者は、①受験者調書欄に所要事項を記入又は✓印を付すこと。
- 教官は、②教官の証明欄に所要事項を記入のうえ、試験官に提出すること。

## 成績表

試験科目	判定		
	飛行機	回転翼航空機	飛行船
<b>口述試験</b>			
1. 運航に必要な知識			
1-1 一般知識			
1-2 航空機事項			
<b>実技試験</b>			
2. 飛行前作業			
2-1 証明書・書類			
2-2 重量・重心位置等			
2-3 航空情報・気象情報			
2-4 飛行前点検			
2-5 始動・試運転			
2-6 地上滑走（水上滑走）			
3. 基本的な計器による飛行			
3-1 基本操作			
3-2 異常な姿勢からの回復			
4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
4-1 急旋回			
4-2 失速と回復操作			
4-3 型式特性に応じた操作			
5. 計器飛行方式による飛行			
5-1 離陸時の計器飛行への移行			
5-2 標準的な計器出発方式及び計器到着方式			
5-3 待機方式			
5-4 計器進入方式	精密進入 非精密進入		
5-5 進入復行方式			
5-6 計器進入からの着陸	精密進入 非精密進入 直線進入 周回進入		
6. 計器飛行方式による野外飛行			
6-1 野外飛行計画			
6-2 計器飛行方式による野外飛行			
6-3 代替空港等への飛行			
7. 飛行全般にわたる通常時の操作			
7-1 飛行状況の管理			
7-2 防除氷系統の使用			
7-3 自動操縦系統等の使用			
7-4 自動又は他の進入援助系統の使用			
7-5 情報処理装置等の使用			
7-6 その他の系統・装置の使用			
8. 異常時及び緊急時の操作			
8-1 発動機の故障			
8-2 フリーバルーン			
8-3 諸系統又は装置の故障			
9. 航空交通管制機関等との連絡			
9-1 管制機関等との連絡			
10. 航空機乗組員間の連携			
10-1 乗組員間の連携			
10-2 飛行状況の確認			
10-3 通常操作及び異常・緊急操作			
11. 総合能力			
11-1 計画・判断力			
11-2 状況認識			
11-3 指揮統率・協調性			
11-4 規則の遵守			

附 則（平成25年11月8日 国空航第555号）

1. この操縦士実地試験実施細則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から6ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。

附 則（令和2年12月22日 国空航第2175号）

この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日 国空航第1350号）

この改正通達は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 国空航第3037号）

この改正通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月24日 国空安政第2214号）

1. この改正通達は、令和8年1月1日から施行する。
2. この改正通達は、令和8年3月31日までは、従前どおりとすることができる。